

## 【年度中途における国民健康保険資格喪失の場合】

令和7年度課税

## &lt; 算出条件 &gt;

昨年より国民健康保険へ加入していたが、今年の9月1日より国民健康保険の資格を喪失した場合。  
 加入者:A(45歳)／給与収入:2,000,000円(給与所得:1,320,000円)  
 (注意)給与収入2,000,000円を所得金額へ換算すると、1,320,000円となります。

## ● 軽減額の計算

所得金額より、7割・5割・2割軽減世帯の基準を満たさないため、軽減制度には該当しません。

## ● 医療分の計算

## &lt; 所得割 &gt;

$$(1,320,000 - 430,000) \times 6.81\% = 60,609 \text{ 円}$$

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

## &lt; 均等割 &gt;

$$22,100 \text{ 円}$$

## &lt; 平等割 &gt;

$$19,100 \text{ 円}$$

## &lt; 合計 &gt;

$$60,609 + 22,100 + 19,100 = 101,809 \text{ 円 (100円未満端数切捨)}$$

$$101,800 \text{ 円 (医療分)}$$

## ○ 月割計算

4月から8月までの5カ月分の税額を算出します。

$$101,800 \div 12 \times 5 = 42,417 \text{ (100円未満端数切捨)}$$

$$42,400 \text{ 円 (医療分)}$$

(注意)月割の判定にあたっては、月末時点における国民健康保険資格の有無により判定します。

## ● 後期高齢者支援金等課税分の計算

## &lt; 所得割 &gt;

$$(1,320,000 - 430,000) \times 2.13\% = 18,957 \text{ 円}$$

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

## &lt; 均等割 &gt;

$$8,700 \text{ 円}$$

## &lt; 合計 &gt;

$$18,957 + 8,700 = 27,657 \text{ 円 (100円未満端数切捨)}$$

$$27,600 \text{ 円 (後期高齢者支援金等課税分)}$$

## ○ 月割計算

4月から8月までの5カ月分の税額を算出します。

$$27,600 \div 12 \times 5 = 11,500 \text{ (100円未満端数切捨)}$$

$$11,500 \text{ 円 (後期高齢者支援金等課税分)}$$

(注意)月割の判定にあたっては、月末時点における国民健康保険資格の有無により判定します。

## ● 介護納付金課税分の計算

## &lt; 所得割 &gt;

$$(1,320,000 - 430,000) \times 1.77\% = 15,753 \text{ 円}$$

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

## &lt; 均等割 &gt;

$$15,700 \text{ 円}$$

## ★年度途中喪失

< 合計 >

15,753 + 15,700 = 31,453 円 (100円未満端数切捨)

31,400 円 (介護納付金課税分)

○ 月割計算

4月から8月までの5カ月分の税額を算出します。

31,400 ÷ 12 × 5 = 13,083 (100円未満端数切捨)

13,000 円 (介護納付金課税分)

(注意)月割の判定にあたっては、月末時点における国民健康保険資格の有無により判定します。

## ● 国民健康保険税額

42,400 + 11,500 + 13,000 = 66,900 円